

議案第9号

我孫子市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

我孫子市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和6年2月21日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用している同法
の条項にずれが生じたため、条文を整理するため提案するものです。

我孫子市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（我孫子市空家等対策協議会）</p> <p>第6条 法第8条第1項の規定により、我孫子市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>（1） 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項</p> <p>（2） 略</p>	<p>（我孫子市空家等対策協議会）</p> <p>第6条 法第7条第1項の規定により、我孫子市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>（1） 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項</p> <p>（2） 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。